

保保発 1015 第 1 号  
令和 7 年 10 月 15 日

健康保険組合連合会会長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）高齢者医療支援金等負担金助成事業  
(医療 DX を活用した保健事業の取組等に対する財政支援事業分)  
の取扱いについて（通知）

令和 7 年 3 月 28 日厚生労働省発保 0328 第 54 号により厚生労働事務次官から「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）高齢者医療運営円滑化等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）が、同日付け保発 0328 第 3 号により厚生労働省保険局長から「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）高齢者医療運営円滑化等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）が、それぞれ示されたところであるが、実施要綱中 5 に規定する高齢者医療支援金等負担金助成事業の申請手続について、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）高齢者医療支援金等負担金助成事業（医療 DX を活用した保健事業の取組等に対する財政支援事業分）取扱要領」（以下「取扱要領」という。）のとおり定めたので通知する。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）高齢者医療支援金等負担金助成事業  
(医療DXを活用した保健事業の取組等に対する財政支援事業分)取扱要領

(交付の対象)

- 1 この補助金は、交付要綱中3(1)①及び②に規定する健保連が実施する事業及び健保連が補助を実施する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 2 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定するものとする。

- (1) 健保連が実施する事業については、交付要綱の別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額を交付額とする。ただし、算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 健保連が補助を実施する事業については、交付要綱の別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、健保連が補助した額とを比較していずれか少ない額を交付額とする。ただし、算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、次の①～④の保健事業ごとに切り捨てるものとする。

また、健保連が補助した額の算定方法については、健保組合（令和8年4月1日以前に解散した健保組合を除く。以下同じ。）が実施した①～④の保健事業ごとに、それぞれの算定方法により算定した額とする。

ただし、次の①～④の保健事業に係る経費が、令和7年度における成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分）及びレセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業の国庫補助対象となる事業経費の場合、当該事業経費はそれぞれの算定方法における対象経費支出額（保健事業費分）には含まれない。

なお、算定した額の合計額が交付要綱の別表の第3欄に定める基準額を超える場合は、算定した額に交付率（※1）を設定し、①～④の保健事業ごとに乗じることで減額する。

算定方法

各健保組合が保健事業ごとに算定した額×交付率

（※1） 交付率は、次の算式で算出する。

交付率=基準額÷各健保組合が実施した①～④の保健事業の合計額

なお、交付率は①～④の保健事業において同一の率を用いることとする。

- ① 医療DXを活用した保健事業及び女性・子どもの健康づくり、出産・子育て支援の共同事業

※2 健保組合（加入者5千人未満の組合を含めること）以上で実施すること。

※データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意すること。

算定方法

対象経費支出額（①の保健事業費分）×基礎補助割合（90%）

② 医療 DX を活用した保健事業

- ・健康管理アプリ等の ICT を活用したプッシュ型の事業
- ・アプリ等の ICT を活用した健(検)診申込及び受診勧奨等の事業
- ・民間 PHR を活用した事業 等

算定方法

対象経費支出額 (②の保健事業費分) × 基礎補助割合 (60%)

③ 子どもの健康につながる適正な医療実現に向けた取組

- ・上手な医療のかかり方の普及啓発
- ・抗菌薬等の医薬品の適正使用 等

算定方法

対象経費支出額 (③の保健事業費分) × 基礎補助割合 (50%)

④ 出産・子育て支援、女性・子どもの健康づくり事業

- ・検診の受診率向上のための環境整備事業
- ・検診の受診機会向上に資する事業
- ・若年層や独身、子育て世代向けの健康教室、セミナー、イベント・ウォーキング
- ・親子参加型健康教室、セミナー、イベント、子ども・女性等の医療・健康相談
- ・月経痛・PMS・やせ・更年期に関する理解促進に向けたセミナー 等

算定方法

対象経費支出額 (④の保健事業費分) × 基礎補助割合 (40%)

上記②～④の取組については、次のア～ウに該当する場合、それぞれの算定方法における基礎補助割合に次のア～ウに定める加算又は減算補助割合を加えて算定を行うものとする。

ア 事業主とのコラボヘルスによって実施する場合

加算補助割合 10%

イ 新規事業の場合

加算補助割合 20%

ウ 各健保組合が事業実施の参考になるようデータヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有し横展開しない場合

減算補助割合 20%

(申請手続)

3 この補助金の交付の申請は、本通知別添1申請欄に示す交付要綱別紙様式第1の1に別添1で定める関係書類を添えて、令和7年11月28日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

4 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、本通知別添1変更申請欄に示す交付要綱別紙様式2の1に別添1で定める関係書類を添えて、令和8年1月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

5 この補助金の事業実績報告は、本通知別添1実績報告欄に示す交付要綱別紙様式3の1に別添1で定める関係書類を添えて、令和8年9月30日（交付要綱5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。